平成29年葛巻町議会3月定例会議会議録(第3号)

(輝くふるさと常任委員会)

平成29年3月7日(火) 午前 | 0時 開 議

開	会	

	委員の指名 会議録署名	-
議案第7号/	~議案第 9-	号審査】
日程第2	議案第7号	平成28年度葛巻町一般会計補正予算(第5号)・・・・・・
日程第3	議案第8号	平成28年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正 予算(第3号)・・・・・・・・・・・・・・12
日程第4	議案第9号	平成28年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算 (第3号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
日程第5	議案第10号	平成28年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第2号) • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
日程第6	議案第 号	平成28年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予 算(第 号) • • • • • • • • • • • • • • • • • •
日程第7	議案第12号	平成28年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算 (第2号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
日程第8	議案第13号	葛巻町町税条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・ 4
日程第9	議案第 4号	葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例・・・・・・・ 5
日程第10	議案第15号	非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正 する条例・・・・・・・・・・ 6

日程第	議案第16号	葛巻町定住促進住宅条例の一部を改正する条例・・・・・	•••• 22
日程第12	議案第17号	いらっしゃい葛巻子育て支援住宅条例・・・・・・・・	•••• 23
日程第13	議案第18号	葛巻町水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••• 33
日程第14	議案第 9号	養護老人ホーム葛葉荘整備工事の変更請負契約の締結 に関し議決を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••• 35
日程第15	要望第 号	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • 39
追加日程第	5. 発委第	号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • 40

平成29年葛巻町議会3月定例会議 会議録(第3号) 輝くふるさと常任委員会					
議会3月定例会議 議事日程告示年月日					
定例会議再開年月日 平成29年3月3日(金)					
会議の場所 葛巻町役場					
会議年月日 平成29年3月7日(火) 開議 0時00分 散会 2時39分			等39分		
	委員氏名	出欠席の有無	委員氏名	出欠席の有無	
委員出席状況	畑 福 弘		姉 帯 春 治	0	
(凡例)	山崎邦廣	0	山 岸 はる美	0	
○ 出 席	大 平 守	0	辰 柳 敬 一	0	
遅 遅 刻 早 退	柴 田 勇 雄	0	高宮一明	0	
	鈴 木 満	\circ	中崎和久	—	
会議録署名委員 大平 守			山 岸 はる美		
会議の書記	議会事務局長 澤 口	節 子	議会事務局総務縣 遠 藤	政 明	

	役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
	町長	鈴木重男	住民会計課長	村中英治
地方自治法	副町長	觸 澤 義 美	健康福祉課長	深澤口 和 則
第121条	教育委員長		農林環境エネルギー課長 兼 農業委員会事務局長	中村輝実
により説明のため出席	農業委員会長		建設水道課長	冬村一彦
した者の職	代表監査委員		教育委員会事務局教育次長	楢木幸夫
• 氏名	教 育 長	中田直雅	病院事務局長	岩泉宇昭
	総務企画課長	丹 内 勉	総務企画課室長	波紫徳彰
	政策秘書課長	山下弘司	総務企画課財政係長	近藤桂太

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

これから、輝くふるさと常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は、9名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配布しているとおりです。

これから、本日の審査日程に入ります。

日程第 | 、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長から、大平守委員及び山岸はる美委員を指名します。次に、議案審査に入ります。

質疑、答弁とも簡潔、明快にお願いします。

また、質疑する委員は、質疑する箇所のページを示し、一問一答方式で質疑願います。 はじめに、日程第2、議案第7号、平成28年度葛巻町一般会計補正予算(第5号) を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。 山崎委員。

山崎邦廣委員

ページ数 | | ページ、9款、 | 項、 | 目、地方交付税のうちの特別交付税についてでございます。| 73,230,000 円の増額の補正となっております。特別交付税は、普通交付税で補足されない個別や緊急の財政需要に交付になりますが、地方交付税自体は使い道を限定されない一般財源です。この計上額はどのような考え方で計上されたのか、お伺いいたします。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

総務企画課長。

総務企画課長 (丹内勉君)

特別交付税 173,000,000 円の補正でございますが、今回の補正を計上するにあたりまして、特別交付税につきましては、例年、当初予算では、当初では抑えた額で計上しているものでございます。普通交付税で補足しきれない各自治体の特別の財政需要ということで交付されるものでございますが、例年、抑え気味にしているということでございます。これにつきましては、特別交付税は年2回、12月と3月に交付されるのですが、本年度当初は 150,000,000 円計上してございます。それで、12月交付が確定しましたので、ここが 223,000,000 円ほどでございまして、差額分の 73,230,000 円を増額すると、それから、これから3月交付なのですが、3月交付分につきましては、今回 | 億円分を増額するということで、合わせて 173,000,000 円でございます。

1

それで、3月交付分につきましては、何回かお話を申し上げてはございますけども、例年、いわゆる開示がされてございませんので、算定基礎等がどういう配分になってくるか分からないので、前年度以前の実績で推計するしかないという実情がございます。全国的な災害などがあれば配分額も全然変わってきますし、その年、その年によって、どのくらいくるかというのは判断しなければならないということで、その中で、最近ですと、23年以降は大体2億円を上回る交付実績がございます。したがいまして、その半額の「億円ということで、考え方としては計上させていただきました。

この半額ということの考え方ですけども、当初予算で固めにということもお話しましたが、交付税につきましては、議員おっしゃるとおり、いわゆる本町では自主財源が少ないという中で、歳入歳出のバランスをとるための最後の拠り所ですので、どうしても念には念を置いて固め固めにせざるを得ないという現状がございまして、こういう形にしているものでございます。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

山崎委員。

山崎邦廣委員

分かりました。

次に、ページ数 24 ページでございます。 4 款、 3 項、 1 目、病院費の病院事業管理 経費ですが、経営安定化対策費 112,000,000 円について、病院事業を累積欠損金の解消 に向けたものという説明がありましたが、現在の病院事業の累積欠損金、この状況につ いては、どのようになっているのか、お伺いいたします。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

副町長。

副町長 (觸澤義美君)

それでは、お答え申し上げます。

今回の病院の安定化対策に関連してのものでございますが、今回の27年度決算でございますけども、累積欠損金は約580,000,000円ということになっているものであります。このうち、26年度に地方公営企業の会計制度が変わっておりまして、その見直しによりまして、職員の退職引当金、あるいは職員の賞与、さらには貸倒引当金等々を計上しなければならないというようなことになったものでございまして、そのことによりまして、430,000,000円ほどの大幅な増額になったものでございました。この制度の改正の影響を除いた従来の欠損金からしますと、150,000,000円ほどになっているものであります。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

山崎委員。

山崎邦廣委員

会計制度の見直しの影響を排除した累積欠損金、ただいま 150,000,000 円ほどということでお話がありましたのですが、本補正による追加で累積欠損金の解消対策、これを行う背景はどのような事情なのか。そして、この金額の考え方について、併せてお伺いいたします。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

副町長。

副町長 (觸澤義美君)

累積欠損金の解消の考え方ということでございますが、まず、これまでの病院事業に係る累積債務の解消、この経緯を若干お話させていただきますが、平成 21 年度より経営安定化対策といたしまして、毎年 50,000,000 円ずつ繰り出しをしてきたところでございまして、平成 27 年度までで 350,000,000 円を計上したところでございます。

その中で、欠損金について、平成 20 年末でございますが、558,000,000 円ほどあったところでございましたが、年々減少して、そしてまた、そういう状況にあったところでございましたが、先ほどお話しましたように、地方公営企業会計制度の見直しということもございまして、それらを除いた額、先ほど、27 年度末には 150,000,000 円ほどの欠損金になったというお答えもしたところでございますが、そういう中に、今回の考え方でございますが、来年度、新病院の開業にあたりまして、これまでの病院経営に係る欠損金を清算して、新たな経営環境のもとに事業運営を図ってまいりたいというのがひとつの考え方であります。

したがいまして、平成28年度時点における累積欠損金に相当する額でございますが、一般会計から繰り出しをすることとしたものでございます。そして、この解消を図りながら、新病院において、職員においても意欲をもって、そして、新たな健全な事業運営にあたっていただきたいという思いでございます。そういう中に、今回150,000,000円ほどの欠損金があったわけでありますが、28年度末で、剰余金として、収益でございますが、見込まれるのが38,000,000円ほどでございますので、差し引きいたしまして、112,000,000円を今回繰り入れすることとしたものでございます。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

ほかに。姉帯委員。

姉帯春治委員

ページ数は26ページでございますけれども、道路新設改良費ということの中身について、お願いします。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

建設水道課長。

建設水道課長(冬村一彦君)

道路新設改良費で今回補正をお願いしましたのは、3路線を同一の交付金の事業で実施しております。その合計ですけども、51,068,000 円の減額をお願いするものでございまして、茶屋場田子線で9,000,000 円、そして、葛巻浦子内線で22,000,000 円、愛羅瀬線で20,068,000 円でございます。この内容につきましては、いわゆる交付税の配分率が年々低下してきておりまして、今回はその実績に合わせた形で、補助財源を伴わない予算について減額するものでございます。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

姉帯委員。

姉帯春治委員

現状で、この線についてはどれくらい、何十パーセントの普及率になっていますか。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

建設水道課長。

建設水道課長(冬村一彦君)

交付金の交付率につきましては、現在、総合交付金の方については 46.3 パーセント、要求に対して、このくらいの配分率となっておりますし、また、防災・安全型の交付金につきましては 66.4 パーセントの交付率となっておるものでございます。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

姉帯委員。

姉帯春治委員

分かりました。

次は、29 ページの農業施設災害費のことでございますけども、この金額についてはどのような事業になりますか。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

建設水道課長。

建設水道課長(冬村一彦君)

災害復旧費の中の農林水産施設の災害復旧費ということで、今回、補正を 40,600,000 円お願いするものでございますが、この中身につきましては、12 月までかけて災害査 定を受けて、金額等を確定しておったわけですけども、その後、実際に発注いたします ために中身の組み換えというか、発注するために、そういった設計書を作らなければならないということで、このために設計費、設計委託料、そして、今回、山岸橋の査定申請も通りましたので、そちらの詳細設計がありまして、実質調査を含めた形で詳細設計をするものでございまして、あとは、それに伴う賃金とか、それらを合わせまして、この額になるものでございます。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

姉帯委員。

姉帯春治委員

この災害については、例えば、平船の水路とか、水路に関連した部分が3カ所か4カ 所あると思いますけども、ここの部分については、春の作業には十分間に合うような作 業をされるところですか。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

建設水道課長。

建設水道課長 (冬村一彦君)

農作業への影響等についてのご質問でございますが、確かに、おっしゃるとおりで、水路に関連する部分については、今回3カ所ございます。ご指摘の平船地区の水路、そして、日渡の水路、そして、もう|件が浦子内の頭首工ですけども、この3カ所につきましては既に設計をまとめて、近々、明日、明後日の指名委員会等にかけるべく事務は進めておるものでございまして、農作業に支障のないようにということで、現在進めておるものでございます。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

まず、最初に | | ページお願いいたします。先程、山崎委員の方からも質疑がありましたけれども、地方交付税の関係でございます。

補正額は173,230,000円なのでございますが、これを27年度と対比した場合、27年度には、この特別交付税では全体で472,000,000円ほどの歳入になっているようでございます。この中には、震災復興の特別交付税が53,000,000円くらい含まれているわけでございますが、純粋の特別交付税と比較した場合でも95,000,000円弱くらい少ないような感じがしておりますが、この減額要因等々については、どのようなことから、対前年比とした場合での要因はどのようなものかお知らせいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

副町長。

副町長 (觸澤義美君)

お答えいたします。

今回の特別交付税の部分でありますが、トータルで 323,000,000 円ということで、27年度と比較した場合 418,000,000 円ほどになっているものでありますが、そういう中で、少ないのではないかというご質問だと思いますので、お答えいたしますが、これにつきましては、現段階で計上いたしましたのが、3月末にその交付税が交付されることになっておりますので、現段階では確定している部分を今回計上したということにはなっておりません。したがいまして、ここ5年間を見ましても、23年からでありますが、404,000,000円、そして、418,000,000円ほどの間で、これまで交付を受けているものでございます。したがいまして、それらを参考ともしながら、今回、最終的には3月の段階で、あと「億ほど本当は、これまでの実績と比較しますと多くなるのではないかなと、そのように思うところではございますが、今回は、この確定していないという状況もございますので、固く見積もりながら、今回は「億を計上しているという内容のものになっているものであります。ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、当初予算に計上した額に、単に | 回の交付金をこれに足した部分だけで計上になっていると、あと3月分は、これからになって、平常ベースになるだろうというような考えで、そういうような理解でよろしいですか。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

副町長。

副町長 (觸澤義美君)

3月分に、今回の12月の交付されている部分、そして、当初予算計上している部分としては、約70,000,000円の内容となっているものでございます。そういう中で、今回は3月末に交付される2億ほどを、これまでの実績からしますと、そういう額が想定されるところでございますが、今回、固く見積もりまして、このうちの1億を計上したということでございまして、実績としては交付をされたあとに、その実績額としては従来と同じような4億台の交付を受けられるのではないかと、このように思っているところではございます。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

柴田委員。

柴田勇雄委員

よく分かりました。平年並みの特別交付税がくるというような理解でよろしいわけで すね。分かりました。ありがとうございました。

次に、II ページ、あるいは I5 ページ、30 ページの関連なのでございますが、災害復旧費の国庫負担金と、それから、I5 ページの災害復旧事業債、あるいは歳出の方の災害復旧費、これが、たぶん関連があるのではないかと、このように思っておりますが、こういったような負担金、査定等の要因等もあるでしょうけれども、こういったような原因、このように減額になったことによっての災害復旧工事費にどのような影響が出てくるのでしょうか。この減った分については事業をしないとか、あるいは翌年度に繰り越してやるとか、いろいろ対応方法があろうかと思っておりますけども、そういったような面では、そのお考えはどのような形で今回このような減額になっているかお知らせをいただきたいと、このように思います。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

建設水道課長。

建設水道課長 (冬村一彦君)

公共土木施設災害等の災害復旧の件についてでございますが、12 月最後の査定を終えまして、査定額が確定したわけですが、約5億円ということで、詳細には4億9千いくらという数字なわけですけども、それにつきましては、実際、初年度に国の方から配分されるのが約85パーセントになるものでございます。翌年度に残り15パーセントということになるわけですが、今回もそのように配分されるものということで見積もってございます。

また、当初、10月ですか、その際に補正でお願いしたのは、まだ災害査定の前でございましたので、いわゆる概算でもってお願いしていたわけですが、今度は査定が終了して、額が確定したということで、当初に少し多めに補正をいただいた分を、さらに、その分も含めて今回そういった実情に合わせて減額するというものでございまして、その残りの15パーセントにつきましては、来年度の分に計上しているものでございます。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

柴田委員。

柴田勇雄委員

確認でございますが、今回減額になっているような部分については、来年度の事業の 方に繰り越しのような感じで実施するというような理解でよろしいでしょうか。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

建設水道課長。

建設水道課長(冬村一彦君)

事業そのものにつきましては、来年度に繰り越して実施するということでご提案する ものでございまして、残りの分については新年度予算での対応をさせていただくもので ございます。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。

次に、12ページと19ページの関わりについて、お伺いをいたしたいと思います。臨時福祉給付金の関係でございますが、説明では第2次補正でこのようになりましたというような説明がございました。当町でも今回、歳出でも27,750,000円ほどの補正になっておりますが、これにつきましては、その給付内容とか、対象者数、申請方法、たぶん、これからであろうと思われますけども、そういったような中身について、住民にどのような周知方法を図っていくのか、その内容についてお知らせをいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (深澤口和則君)

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今回の臨時福祉給付金、国の補正予算に伴いまして、今回3月議会の方に上程させていただきました。このまま繰り越しまして、申請手続き等は4月以降というようなことで予定しているものでございます。

まず、給付金の額等につきましては、一人につき 15,000 円という内容でございます。 これは、平成 28 年度の町県民税非課税の方を対象にするというようなものでございま す。今、想定しておりますのが、大体 1,800 人弱という人数を想定しております。

町民の皆さんへの周知等でございますが、広報等でお知らせするとともに、該当する 方には直接こういった申請手続きをしてくださいということで、従来からお知らせをし ているところでございます。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

柴田委員。

柴田勇雄委員

中身については分かりました。

あと、対象者については漏れのないような配慮をしていただき、どちらかと言えば所得の低い方々が対象者であろうと、このように思っております。1,800人弱というようなことで、大変多い人数なわけですので、隅から隅まで、この対象者については給付になるような、そういうような対応づくりを、ぜひ確立をしていただきたいという、そのような中身でお願いをしたいというようなことでございます。

それから、もうひとつには、14ページと16ページの関わりですが、今回、ふるさと納税の寄附金が23,982,000円、大変多くのふるさと納税寄附金を頂戴しているわけで、この寄附金を頂戴した方々には感謝申し上げるものでございます。

また、16 ページの方には、併せて、こういったようなふるさと納税寄附をした方々については謝礼をするというようなことで、2,000,000 円ほど補正になっております。この謝礼についても8,000,000 円ほどの、合計額ではそのようになるようですが、前にも質問しているわけではございますけども、謝礼品の決定の仕方等については、どのような形で購入してお返しをしていくのか。

そしてまた、この謝礼品の決定の仕方もだいぶ高額になってきておりますので、町特産品のこととは思いますけども、商工関係者等々の方々と相談の上、あるいは、こういったような謝礼品の関係の何か会議か、そういったようなものをもって決定した上で、このようなものを購入してお返しをしているのか、その辺についてお伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

総務企画課長。

総務企画課長 (丹内勉君)

謝礼返礼品につきましては、現状、当町でやってございますのは、大体、頂いた寄附の2分の | 程度を目安にということで、10,000円から50,000円の間でランクを分けてございます。ですので、10,000円の場合は5,000円、それから、50,000円の場合は25,000円、50,000円以上につきましては、一律で25,000円というような形にしてございます。

返礼品の内容につきましては、ご承知のとおり町の特産品、ワイン、それから、公社の乳製品、第3セクターの製品ですけども、町の特産品のPRという部分を兼ねまして、 従来からそのようにしているところでございます。

商工会の方にも何回か声がけはしてはございますが、なかなか、いろいろ事情等もあるようでございまして、まだ、そういう話にはなってございません。内部の方で、あるいは第3セクターと協議して、このような形にしてございます。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

柴田委員。

柴田勇雄委員

10,000円から50,000円程度の謝礼を行うというような今のお話のようでございます

が、その中で一番人気度の高い謝礼となっているのはどのようなものでしょうか。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

総務企画課長。

総務企画課長 (丹内勉君)

すみません、先ほど議員さんの方から 10,000 円から 50,000 円と、私の説明が不足していたかもしれません。商品としては 10,000 円から 50,000 円の半額ですので、5,000 円から 25,000 円ということになりますので、ご理解いただきたいと思います。

その中で、金額の割合で申しますと、10,000円の寄附の方が全体の55パーセントでございます。次に、30,000円が20パーセントということでございます。この辺で大体7、8割いくという状況でございます。

それに対して、商品の方ですけども、それぞれ、くずまきワインと肉、乳製品、アイスクリームとか、その組み合わせでやってございます。ですので、組み合わせを提示して、その中から寄附者の方から選んでもらうというような形でやってございます。人気の高いのは、ワイン等といいますか、フォーレ、ナドーレ等のワイン、それから、牛肉、黒毛和種の牛肉等が人気が高うございます。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。

このふるさと納税の寄附金の謝礼等については、私は、やはりやっていただいた方々については、御礼というような意味では、このように返礼品をやって、感謝の意を表しながら、頂くところは頂くというようなことが極めて大事なような感じがします。

一部には、最近出てきた話では、こういったような制度を逸脱したような、ふるさと納税の謝礼であるというような意見等もございますけども、でも、やはり、せっかく葛巻に対してのふるさと納税というような意味からいきますと、いささかの謝礼になるとは思いますけども、このような制度はぜひ継続していただきたいと思いますし、それからまた、町の物産のPRには持ってこいの、やはり絶好の機会ではないのかなと、このように思っております。これを目当てにふるさと納税に寄附なさる方もあるというようなことも伺っております。そういったような意味では、内部だけにとどまらず、その商工業の関係者の皆さんともよく協議しながら、このふるさとの物品などの謝礼をやっていくべきだと考えますが、もう一度お答えをいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

総務企画課長。

総務企画課長 (丹内勉君)

まず、謝礼品の考え方ですけども、今、全国的なニュースとなってございます。問題になっておりますのは、例えば商品券とか、あるいはパソコンとか、その特産品とは馴染まないもの、それから、換金性のあるもので、プリペイドカードとか、あるいは高額であるとか、そういったような部分で、趣旨等を逸脱しているのではないかというような流れがございます。

私の方では、限度額も 50,000 円の 25,000 円、それから、あくまでも特産品に絞ってございまして、議員おっしゃるとおり妥当であると、決して過ぎたあれではないというように思ってございまして、継続していきたいと、そもそも、ふるさと納税ができる前から、うちの方ではふるさとづくり基金というような流れのものもございまして、そういった流れも汲んでございますので、これは継続していきたいというように思ってございます。

それから、特産品、返礼品の追加等、商工会もという部分につきましては、これから も継続して協議等をさせていただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

柴田委員。

柴田勇雄委員

まず、分かりました。

せっかく、ふるさと納税の志向の高い方からの寄附金でございますので、例えば、葛巻においでになっていただくことも極めて大事なような感じがしておりますので、例えば、葛巻を見学していただくための宿泊券とか、そういったようなことも追加した方が、より広く交流人口が増えるような感じがしておりますが、そういったような面ではいかがでしょうか。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

総務企画課長。

総務企画課長 (丹内勉君)

大変貴重なご意見ありがとうございます。検討させていただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

ほかに。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第7号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第7号、平成28年度葛巻町一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第7号、平成28 年度葛巻町一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第8号、平成28年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第8号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第8号、平成28年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号) は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(替成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第8号、平成28年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第9号、平成28年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第9号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第9号、平成28年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算 (第3号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第9号、平成28年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第10号、平成28年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第10号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第10号、平成28年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、 原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(替成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第10号、平成28年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第 | | 号、平成28年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 | 号)を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第 | 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 | | 号、平成 28 年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 | 号) は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第 | | 号、平成 28 年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 | 号)は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第 | 2 号、平成 28 年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算 (第2号)を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第 |2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第12号、平成28年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)は、 原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第12号、平成28年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第 | 3 号、葛巻町町税条例等の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

今回の町税条例の一部を改正する条例、非常に難解でございまして、我々が見た場合でも頭の痛いような中身でございますが、その中で、今回の一部を改正する条例で、29年度の予算あるいは住民負担に影響のあるような内容がこれにあるのかどうか、お知らせをいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

住民会計課長。

住民会計課長 (村中英治君)

ただいまの質問にお答えしたいと思います。

今回の町税条例の一部改正でございますが、本来であれば、今年の4月 | 日から消費

税が8パーセントから10パーセントに引き上げられるということが想定されまして、町税条例等も整備されてございました。その部分につきまして、昨年、法律が改正されまして、2年半延長するということになってございます。昨年、町税条例の一部改正で7月の議会の方でご承認いただきました専決処分でございますが、そちらの方には、今年の4月から施行する分といたしまして、消費税絡みの軽自動車税の環境性能割の導入ですとか、法人町民税の引き下げというものが盛り込まれてございましたが、それ以外の消費税に関係ない改正もいろいろございまして、その部分については、前回の改正のとおり4月から施行するという部分がございます。それ以外の消費税絡みの部分については、昨年の改正を一旦白紙に戻した上で、2年半延長した施行日で新たにその部分については、昨年の改正を一旦白紙に戻した上で、2年半延長した施行日で新たにその部分についてはもう一度規定をするということでございまして、期間が延びた以外は特に規定について新たに加わったとか、減ったとか、そういう中身はございませんので、内容的には前回ご承認いただいた制度がそのまま時間だけが延びるという改正に、複雑ではありますが、そういう中身になってございますので、特に29年度の予算等について影響の部分というのは全くないものでございます。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

ほかに。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第 |3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 | 3 号、葛巻町町税条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第 |3 号、葛巻町町税条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第 | 4 号、葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例を、 議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませ

んか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第 |4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 | 4 号、葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第 | 4 号、葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 10、議案第 15 号、非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

この非常勤特別職の報酬の一部改正でございますが、中身はそのようになっておりますが、この常勤以外の特別職の職員のところで、185,000円から最高額を250,000円に改めるだけの条例になっているわけでございますが、この条例については、説明にあったとおり、地域おこしの協力隊制度を来年度から行うというようなための改正かと思われますけども、今回の地域おこし協力隊制度でございますが、この報酬額はどのような形で考えておられるのかお伺いをいたしたいと思います。

また、この地域おこし協力隊員の数は6人を予定しているというようなお話を伺っているわけなのですが、その数には制限がなくて、無制限のような感じで、こういったような制度が導入できるのかどうか、最初にお伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

総務企画課長。

総務企画課長 (丹内勉君)

報酬の額につきましては、当初予算の方の関係もございますけれども、一人当たり月額220,000円を想定しているものでございます。この額につきましては、県内の状況等も踏まえまして、今、いわゆる売り手市場の様相を呈しているというような状況が、全国的にも1,000人とかの規模で募集されているという中で、優秀な人材を確実に確保するために、一定水準以上の報酬にしたいということで、最高が住田町さんの方で250,000円をお支払いしているのですが、それ以下は最高でも208,000円とか、それから、155,000円の間であるようでございますので、220,000円という水準につきましては、かなり高水準の方だというように認識してございます。

それから、無制限に採用できるかという部分については、すみません、少しお待ちください。いずれ 4,000,000 円なりの措置が特別交付税できますので、そこで、国との関わりがあるかと思いますが、今資料等がございませんので、確認させてください。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

柴田委員。

柴田勇雄委員

まず、220,000 円を想定しているというようなことで、県内でも高額の方にランクされているというようなことでございまして、一応、実は私も県内の状況を調べてみました。正しく第2位にランクされている高額でした。それで、葛巻の次の部分あたりは200,000 円程度が2、3件あるような感じがしておりまして、住田町に次いだ高額な報酬の設定、これについては特には異論がないところでございます。

やはり、このような隊員を引き付けるためには一定の処遇が必要だと私は思いますの で、おいでになっていただく隊員の方も優秀な方を望むわけでございますけども、中に は、これまでの、こういったような隊員制度が始まってからは、いろいろトラブルもあ るようにも伺っております。途中で隊員の方が辞めていくというような、そしてまた、 その派遣された市町村とのいざこざが出て、余計に難しくなっているというようなこと もあるようです。一方、この隊員が配置されたことによって、本来の目的であります地 域創生が図られたというような報告もいろいろあるようでございます。そういったよう な意味では、その派遣される先々の方々の対応も、やはり、それなりの対応をしてもら わなければダメではないかと、このように思っております。そういったような配慮もし た上でやっていく必要があるのではないかと、葛巻に来て「カ月もいないうちに帰られ た。そういうようなことになりますと、逆に風評も悪くなってくるわけですので、そう いうようなことも他町村では既に起きているようです。そういったようなことを防止す るためにも一定の、やはり受け入れ先の町もしっかりと指導すべきではないかと思って おりますし、また、受け入れる際の審査等についても、そういったようなことは、よく 吟味すべきではないかと思うのですが、そういったような点では、どのような指導力を 発揮するのかお伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

総務企画課長。

総務企画課長 (丹内勉君)

すみません、その前に、先ほど保留にさせていただきました人数の制限でございますけども、制度上、例えば、どこも含めてですけども、特別交付税を含めて、制度上の制限というものはございません。あとは、その受け入れる市町村の方で当然隊員の住居とか、採用後のフォローとか、いろいろございますので、そういったのを市町村側で受け入れるのであればということになります。私の方では今回6人ということですけども、

初年度としては6人がいっぱいかなというような考えでございます。

それで、確かに全国的に、例えば定着率が6割とか、それから、そこに馴染まなくて 出て行ったとか、そういうのが各地報道等がございますし、いろいろなフォーラム等で も、そういった報告等もございます。正しく、地域おこし協力隊を進めていく上で一番 の課題がそこにあると思ってございます。

特に、私の方の場合は、単に協力いただくだけでなくて、できるだけ若者を、そして、 定住対策のひとつで、町の方に将来住み着いてもらいたいと、そういう思いをもって進 めるものでございますので、まずは、その受け入れる側に対する、いわゆる面接的なフ ォローの部分についても、将来、気に入っていただければ葛巻に住んでいただけるかと か、そういった大きなところから一つひとつ確認をして、その人の思いとか、そういっ たものを十分確認をする必要があると思ってございます。そういった思い、あるいは夢 等をしっかり持っている方を優先して採用するというような段取りにしたいと思って おります。

それから、受け入れる側、ここも正しく大事でございまして、既に第3セクターとか関係部局とも打ち合わせしてございますけども、いわゆる問題になりますのは、来た方から見てのあれですけども、一般的に言われるのは、よく仕事を丸投げされたとか、期待しすぎているとか、それから、行ってみたら雑用ばかりだったとか、そういったようなことがございます。私の方では、3年の間をある程度準備期間として、3年後には起業なり、定住なりと、そういうようなことを前提にしておりますので、そういったことを、その受け入れる事業者とも十分相談しているところでございますので、どういった仕事をして、どういうような、その人から目標を持ってもらって、もちろん、その人の目標が一番ですけども、そういったことをひとつずつ組み合わせて、それぞれに応じた募集要項を作りたいというように思ってございます。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

柴田委員。

柴田勇雄委員

ほとんどの市町村では非常勤特別職のようなことで、このような形で、たぶん条例制定をしていると思っておりますけども、非常勤職員でも任用は3年以内というようなことなのですが、こういったような今回入ってくる方々の期限は、もし、3年以内というような形になりますと、「年ずつの更新、ただ発令になっていくのか、その辺のところは、どのような形での発令になっていくでしょうか。非常勤特別職でしょうから、何か委嘱状とか、そういうようなところには、きっちり期間も明確にしなければならないと思うのですが、一回に3年というような感じで出るのか、「年限りでなるのか、そのあたりはどのようなお考えでしょうか。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

総務企画課長。

総務企画課長 (丹内勉君)

国の財政支援が3年を限度ということで、その3年というのが出てございまして、いわゆる辞令といいますか、そういった部分につきましては、1年ごとの更新を考えてございます。ただ、実際の、先ほどの話に付け加えますけども、例えば、ご本人から3年間の自分なりの計画とか、そういったものも事前に出してもらって、その人の採用にあたっての参考にしたいと思ってございます。そういった中で、当然3年間なら3年間はいてもらうとか、そういった約束はすることになると思ってございます。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

柴田委員。

柴田勇雄委員

この制度ですが、28 年度で 4,158 名、全国の市町村に採用になっているというような情報がありますし、また、国の方の目標では、28 年度末に 3,000 人を、それから、平成 32 年度では 4,000 人を目標にしていたものが、既にその目標を前倒して達成したというような人気度の高いもののようでございまして、今年度に入りましてからも、県内でもものすごい勢いで、去年までは 11 市町村というような情報を聞いておりましたけども、その後ますます増えて、今は 20 市町村を超えるような勢いで増えているような人気度でございますけども、それだけに、また中身を、この受け入れ先としてはしっかりすべきではないかと思っておりますので、少しその点についてお伺いをしたいと思っております。まず、一つ目には、業務概要はどのような業務内容になるでしょうか。それから、募集対象はどのような方が募集対象になるでしょうか。あと、この隊員の待遇、福利厚生はどのような形になってくるでしょうか。それから、この隊員の申込受付、あるいは採用時期、そういったようなものはどうなるのか。あと、この隊員を採用するにあたっての審査方法はどのような形に考えているのか。5点になりましたけれども、その内容についてお知らせをいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

総務企画課長。

総務企画課長 (丹内勉君)

まず、受け入れの関係ですけども、いわゆる6人予定してございます。その中には、ひとつには、くずまき高原牧場さんの方で、グランピング等の観光商品の実施、企画、開発、それから、中心市街地の販売店の出店とか、そういった企画を進めていきたいという中で2名でございます。それから、グリーンテージさんの方で、洋食を特産品として開発していきたいという中で、パティシエ等を | 名。それから、山村留学の関係で、特徴的な学力向上、あるいは特徴的な課外活動をするためのコーディネートということで | 名。それから、今進めております葛巻型観光コーディネートということで、観光分

野で観光コーディネート、あるいは物産プロモーション等の関係、ホームページの発信等で | 名。それから、現在進めております葛巻型酪農構想、畜産クラスター協議会の中で、その起業を念頭に当初活動をしていただくということで、農林課の方に | 名というようなことで考えてございます。

それから、待遇の関係ですけども、報酬 220,000 円を基本にいたしまして、社会保険、それから、車の借り上げとか、研修活動、研修費の旅費とか、あるいは住まいの方についても、基本的には定住促進住宅を考えてございまして、そういった福利厚生の部分を検討してまいりたいというように思ってございます。

スケジュール的には、このあと3月から募集開始いたしまして、4月、5月で説明会を中央の方、あるいは盛岡、仙台等でも必要になるかもしれません。そして、こちらの方の現地説明会等を何回かやらなければならないと思っています。4月、5月で説明会、そして、6月で書面審査、面接等につきましては、副町長を中心としまして何かの組織で動きたいと思ってございます。それで、7月の着任を目指すということでございます。審査の方法につきましては、副町長をトップとします審査委員会で選考してまいりたいというように考えてございます。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

柴田委員。

柴田勇雄委員

もう少しお尋ねをいたしたいと思いますが、例えば、国の制度ですと3年までは助成をするというような話があるようですが、その後の対応はどのような、もし、葛巻に定住して、住み着いて、起業したいとか、定住して葛巻のために頑張りたいというような、そういうような意志の強い方がおられましたら、そういったような対応についてはどのようにお考えでしょうか。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

総務企画課長。

総務企画課長 (丹内勉君)

先ほどの話とも連動するわけですが、私の方のやり方として、今回、そういった3年後、それから、最終的には定住・移住という部分も想定してございますので、一番最初に計画書、相手方がどこまで書けるかという部分もあると思いますが、青写真といいますか、ビジョンといいますか、そういったものを出していただこうと思っていました。そういった中で、では、3年後には、こういうことですか、ああいうことですかということを確認して、実際にそういう思いを聞いて、採用になれば、では、こうしましょうということで、そういった手順はありますけども、そういった中で個々に対応していきたいと思ってございます。ですので、こちらとすれば、初めから3年後、4年後もずっと、定住を前提としたことで対応していきたいと、受け入れる事業者側さんに対しても、

この方たちはそういったことでして、好印象を持っていただいて、次の呼び込みのPR、 アピールの活動もしていただくとかと思ってございますけども、そういったようなサイ クルをしていきたいというように思ってございます。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

柴田委員。

柴田勇雄委員

まず、3年過ぎて葛巻に在住したいというような部分についても大事にしていかなければダメだろうなというように思っておりますので、今から、そういったような検討も併せて考えていただければなと、このように思っているところでございます。

あと、今回 250,000 円以内というような報酬額なわけでございまして、220,000 円と 250,000 円の差は 30,000 円あるわけですね。そういったような中で、仮に、ものすご く良い隊員ばかり葛巻においでになっていただいて、そういったような場合では、この 250,000 円の範囲内で報酬の改定もあり得るというような見解はどのようにお考えでしょうか。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

総務企画課長。

総務企画課長 (丹内勉君)

現時点では220,000円で十分魅力ある数字かなというように思ってございます。その 状況等を見て、今後のことは検討することになると思いますが、まずは220,000円でや らせていただきたいというように思ってございます。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

柴田委員。

柴田勇雄委員

それでは、月額で250,000円を想定した規定は、どこの特別職を想定したものになっているでしょうか。お伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

総務企画課長。

総務企画課長 (丹内勉君)

その条例との関係では舌足らずでございました。申し訳ございません。今回の支給額の分の範囲で220,000円と申し上げましたけども、現時点で250,000円に引き上げる部分については、一番可能性があるのは協力隊の引き上げとか、そういった部分の可能性

があるかなというようには思ってございまして、250,000 円の範囲内という、何といい ますか、弾力を持たせていただきたいということでございます。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

ほかに。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第 15 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 |5 号、非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例は、原 案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第 15 号、非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

ここで、||時30分まで休憩します。

(休憩時刻 | |時|5分)(再開時刻 | |時30分)

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、日程第 | |、議案第 | 6 号、葛巻町定住促進住宅条例の一部を改正する条例を、 議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第 16 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 |6 号、葛巻町定住促進住宅条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに替成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第 |6 号、葛巻町定住促進住宅条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 | 2、議案第 | 7 号、いらっしゃい葛巻子育て支援住宅条例を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。
辰柳委員。

辰柳敬一委員

議案資料の12ページでありますが、子育て支援住宅条例であります。

子育て世帯を町外から移住していただいて、定住してもらうというようなことを目的に、一戸建ての住宅を整備するとのことでありますが、この住宅に入居を希望する場合、どのような世帯が入居対象となるか。あるいは入居する場合の要件等はどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

総務企画課長。

総務企画課長 (丹内勉君)

入居対象者、入居要件等でございますが、条例の方でいきますと、第2条になるわけでございますが、資料にもございますとおり、一番の柱とする条件を、入居申請できる世帯は、小学生以下の子どもを持つ移住家族とするということを基本にするものでございます。この住宅を活用することによって、町の世帯数と人口増加することを目的としてございまして、現に居住実態が町外にあるし、「、」ターン等の家族を対象といたします。そのほかに、この条例にございますとおりの要件というようなことでございます。ちなみに、その小学生以下を対象とした考え方としまして、町で幼少期から長く過ごしていただければ、いわゆる郷土への愛着が形成され、将来の若者定住につながるというようなことを考えているものでございます。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

辰柳委員。

辰柳敬一委員

6月には住宅を完成というようなことのようでありますが、入居者の募集はどのよう なスケジュールで進めていくのか。

それから、人口減少対策ということから見ますと、子どもが多い世帯を選定すること

が人口減少対策として効果が大きいように思われるわけでありますが、入居者を決定するにあたっての選考基準等については、どのように考えておられるのかお伺いします。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

総務企画課長。

総務企画課長 (丹内勉君)

まず、スケジュールの関係ですけども、このあと4月早々にはPRをいたしまして、5月から7月中旬ころまで募集を行いたいというように考えてございます。建物が6月中旬までの繰り越しということで、見学会等も必要になるかと思ってございますので、とりあえず7月中旬までの募集期間にしたいというように思ってございます。そのあと選考をして、8月からは入所できるような、大まかにはそういったスケジュールで進めたいというように考えてございます。

それから、子どもが多ければ優先されるのかというご質問かと思いますけども、選考にあたっては、いろいろなチェックポイントを設けて、そのポイントが高くなれば入居順位が高いというような、そういったやり方をしようかと思っていますけども、子育て支援あるいは人口減少対策という観点からは、その子どもの人数が多いという部分については、点数は高くするというような考え方を持ってございます。

それから、もうひとつは、実際に定住していただかなければならないものですから、 いわゆる仕事とか、その就労状況、生活の安定度なんかも十分考慮したいというように 思ってございます。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

辰柳委員。

辰柳敬一委員

子どもの多い家庭を優先して入居というようなことであります。そうなりますと、若い世代で子どもが多くいるというようなことになりますと、入居しやすい家賃ということにもなろうかと思います。その一方で、民間でアパート経営をされている方々もおられるわけですから、そういった面も考えていかなければならないだろうと、そういったことで、家賃のどのような考え方で設定をしてきたのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

副町長。

副町長(觸澤義美君)

それでは、家賃の設定、積算についてのご質問でございますが、今回、 | 棟当たりの整備費という部分を | 5,000,000 円程度の建設費と、このようにみているところであり

ます。併せまして、その用地の関係も出てまいりますが、この用地の分につきましては、 町の所有であるわけでありますけれども、評価額といいますか、それを合わせて、基本 にしながら、基本としては料金設定していかなければならないと、このように思ってお るところであります。

そういう中に、この住宅の整備費用につきましては、過疎債の活用を考えているものでございまして、したがいまして、交付税で、その元利償還部分に対する70パーセントが措置されるというものでございますので、その国の措置される費用分を除きまして、町が実際に負担する額を捉えまして、そうしますと、7,500,000円程度に想定しているところでありますが、そうしますと、その過疎債は12年間で返済をいたしますので、12年で、その費用を月額で積算してみますと、月額54,000円程度になる試算でございます。これを基本としながらも、今も定住住宅、若者定住住宅等々につきましては、子ども1人当たり10,000円を助成する、そういう制度も設けておりますので、そういったような、これまでの、そういう制度も基本としながら、そうしますと、今回、小学生以下の子どものいる世帯ということに対象者はなるわけでありますので、そういったようなことをトータル的に考えまして、15,000円ほどでありますが、そういう子育て支援対策としての控除、支援をみまして、そうしますと、54,000円から15,000円を引きまして39,000円というあたりが、ひとつの今回のそういう積算の基に、今回の小屋瀬の住宅については39,000円と考えているというものでございます。

今後、いろいろな地区に整備していく場合も、そういう、その土地の評価といいますか、その部分も若干加味しながら、その部分が、一定の額としてもみながら、今後もこの住宅の家賃については考えてまいりたいと、このように思っておるところであります。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

辰柳委員。

辰柳敬一委員

これまで町の住宅であるとか、あるいは定住住宅、住まわれている方から直接聞いたわけではありませんが、おそらく相当快適な居住空間になっているのだろうなと、そういうように思います。おそらく今回の小屋瀬の2棟についても、すぐに入居が決まるのだろうと、そのように思うのですが、奥多摩ではこれから50戸建設予定だというような話もありましたが、本町では、もし、すぐ入居者があってというような場合は、今後さらに進めるのか、その辺の今後についての考えがありましたら、この辺はどうでしょうか、町長が一生懸命あれですから、その辺をひとつお伺いしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

副町長。

副町長 (觸澤義美君)

今回のような住宅整備につきましては、町長も一般質問の答弁等々におきましても、

こういう事業、あるいは移住・定住の受け入れという観点の中では、それぞれの地域の理解と協力といいますか、これも大変大事と、このように思っているところであります。今回の小屋瀬地区につきましても、地区のPTAとか、そういう関係者の中でも、ぜひ、こういう住宅が葛巻にあってはどうかというご意見等も、この経緯の中にはあったところであります。そういう中に、小屋瀬地区の、そういう適当な場所も今回、町の所有ということになりまして、進めているわけでありますが、さらに、やはり今後の動向も見ながらということにもなりますが、今後、地域のそういう理解と協力といいますか、地域の要望等にも答えながら、状況も踏まえながら、今後進めていかなければならないと、このように思っているところであります。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

辰柳委員の関連もございますので、お聞きいたしたいと思います。

まず、第5条に家賃の月額39,000円、その根拠については先ほどの説明でよく分かりました。そのほかに資料を見てみますと、入居の際に3カ月分の敷金を納めるものとするというような「項目が入っておりますが、こういったような敷金3カ月分、そうしますと117,000円になるでしょうか、これを納めなければならないというような規定はどのような、どこに規定になってくるでしょうか。納めなければならない根拠になるのかご説明をお願いいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

総務企画課長。

総務企画課長 (丹内勉君)

すみません、第6条の方の町営住宅の条例ですが、今、条番号までは確認していませんけども、町営住宅の敷金の例を準用してございます。一部建物の管理等の部分につきましては、町営住宅の部分を準用している部分が結構多ございまして、そのひとつでございます。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、町営住宅の条例を準用する第6条があるわけですが、このうちのどこで、この3カ月分を徴収可能か、その辺をきちっと教えていただければ、すぐ理解しやすいなと、このように思います。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

柴田委員。

柴田勇雄委員

時間がもったいないですから、先ほど副町長のお話ですと、この建設財源を過疎債で 賄いたいというようなお話ですが、これは予算の方でも関わりがあるわけでございます が、この建設財源の内訳、全部過疎債というようなことにはならないのではないかなと 思うのですが、あとは一般財源だとは思うのですが、この過疎債の充当はどのような形 になるでしょうか。あとで交付税で返ってくるということは承知しておりますけども、 そのようなことで、建設財源の内訳をお知らせしていただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

総務企画課長。

総務企画課長 (丹内勉君)

過疎債の充当率につきましては、通常 100 パーセントなわけですけども、これは住宅 の場合、賃貸住宅の場合は 75 パーセントが基本でございまして、今回も 75 パーセント の充当率でございます。 それに対して 70 パーセントが交付税措置で戻ってくると、措置されるという内容になってございます。 参考までに、先ほど副町長が 15,000,000 円ほどのというお話でございましたので、仮に家賃等を除いた最終的な町の負担は 2,000,000 円ちょっとになるものでございます。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、過疎債が入っているというようなことになりますと、この子育て支援 住宅そのものの性格ですね、難しく言えば財産の管理区分は公の施設であるというよう な考え方になるでしょうか。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

総務企画課長。

総務企画課長 (丹内勉君)

そのとおりでございます。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。

それで、こういったような子育で支援住宅に入居していただいて、そのまま定住してもらいたいのが、この条例の目的にもなっているわけですが、先ほどの副町長のお話ですと、過疎債 |2 年で返済してしまえば、もう何もなくなってしまうというような感じがするわけです。この返還後についても、何か入居してからの優遇措置等を全く考えないで |2 年間、この月額と敷金を 3 カ月分いただいて住んでもらうというような形になるでしょうか。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

副町長。

副町長 (觸澤義美君)

今回の事業は過疎債ということで、12 年間の償還期限ということになりますので、そのような中での先ほどの答弁をしたところでございますが、そのあとの永住という考え方の中で、この住宅の整備ということに考えているものでございますが、そういう中で、その期限といいますか、12 年を経過したあとの分ということになりますと、その段階では行政財産から普通財産に変えまして、そして、今お話ありますような条件も整えながら、将来にわたって永住できる、そういう条件の満たされる住宅としての考え方というのは、今後、整理していかなければならないと、このように思っております。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、これも初めての子育で支援住宅ですので、如何にこの定住対策が必要かということもうかがわれるわけでございますが、例えば、この過疎債が入ったことによって、どうにもならないというような、12年間は全然手を付けられないというような側面があるのではないかと。と言いますのは、この過疎債が入ることによって公の施設になるのだろうと、私はそのように思っております。そうしますと、常にこの普通財産にはならなくて、全部この公共財産の方になってしまうというような形になってくるわけですので、そうしますと、過疎債が入ったことによって、なかなか最初から、そういったような謳い文句も謳えないような、この支援住宅条例になってこざるを得ないのかなと、その過疎債が70パーセントで充当されるという優遇性はあるわけですけども、こういったような特殊な部分については、やはり思い切った考え方に立った、町単というような形にもした上での対応ができないのか。あるいは、もうひとつには、今、国の制度であります特区などで、こういったような対応ができないのか、そういったような

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

副町長。

副町長 (觸澤義美君)

今回の住宅整備につきましては、過疎債を導入しながらということの中で、行政財産としての管理ということに、先ほど申し上げたとおりでございますが、そういう中に、永住という、そういうことを捉えながらの住宅としての考え方として、今後、単独事業ではどうかというようなお話もございますが、これにつきましても、今後の検討とはさせていただきますが、どうしても町の財政事情といいますか、そういったようなこと等も踏まえながら、できるだけ有利な財源を充当しながらの整備ということで心がけているところであります。

ただ、今おっしゃいますように、そういう中では、特区制度もそのとおりあるわけでありまして、これには構造改革特区、あるいは総合特区、それから、国家戦略特区ということで、三つの特区制度が、制度の中に分類されると、このように思っておりますが、そういう中で、この子育で世帯の永住を、その趣旨から考えた場合に、その特区のどの特区に該当させながらということを考えた場合に、その内容を見てみますと、構造改革特区については、規制を緩和するという方が主であるように思っておりますし、そういう中で、総合特区のうち、地域活性化特区がございまして、この中には、そういう規制と、また、もうひとつは財政的な支援といいますか、そういったようなものが含まれた、ひとつの特区でもあると、このように思っております。

したがいまして、今後どう進めていくかということになりますと、これにつきましては、その辺を少し、その指定の基準等々につきましてもしっかりと、うちの方としても、さらに整理をさせていただきながら、これにつきましては、県あるいは国とも、こういう地方創生といいますか、そういう視点にも整合するような、ひとつの地方からの提言ということにも、こういう地域にとっては大事なことでありますので、そういったようなこと等をしっかりと整理しながら、国、県等の指導を受けながら、少し検討をさせていただきたいと、このように思っているところであります。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

総務企画課長。

総務企画課長 (丹内勉君)

先ほど保留にさせていただきました敷金の関係でございますが、大変申し訳ございません。資料の方に誤りがございまして、結論的に、資料の方の入居の際に3か月分の敷金を納めるものとする。これを削除させていただきたいと思います。と申しますのは、当初この事業を進めるにあたって、町営住宅を参考に敷金3カ月分、条番号とすれば18条になってございます。確かに、附則の方に18条がございませんけども、18条でもらうということで進めてございましたが、やはり、移住・定住を進めるという観点で、少しでも条件を良くといった場合に、果たしてそれが如何なものかという議論の中で、

とりあえず削除しましょうという部分で、条例の方から削除しましたところでございます。そういった経過の中で、資料の方を削除するものを、このまま載せてしまいました。 大変申し訳ございませんでした。ただ、ここの部分については、いずれ最終決定までには、もう少し協議させていただいて、どういうようにすればいいか検討させていただきたいと思います。大変失礼いたしました。申し訳ございません。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

柴田委員。

柴田勇雄委員

敷金の3カ月分の納入、削除というようなことでございますけども、やはり住民の方から負担していただくというような部分については、何かの根拠がなければいただけないというようなのが条例主義になっておりますので、それで、あえて、どこの規定ですかというように伺ったものでございますので、こういったような部分は、先ほども答弁にもありましたけれども、定住対策の優遇措置とすれば、私はなくて当然なものではないのかなと、逆にそういうようなことを申し上げたかったわけです。ある意味では、これが削除になったことによって、ほっとしているところでございまして、この月額の39,000円で住んでいただくというような条例の内容になってもらいたかったというのが本音でございますので、併せて、こういったような部分については、やはり慎重な対応が必要ではないかと、このように思っております。

それから、こういったような子育て支援住宅につきましては、例えば、先ほど審議いたしました地域おこし協力隊の隊員の方も入居できる規定になるでしょうか。子どもがいて、第2条の入居者の資格になったような場合、小屋瀬の住宅ですので、例えば、公社などに、この資格を持った方が来れば、当然に、こういったような部分についても利用できるというような中身になっているでしょうか。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

総務企画課長。

総務企画課長 (丹内勉君)

住居の手当の部分については、まず、定住促進住宅を基本に考えたいと思ってございます。こちらにつきましては、町外から移住いただければ入居できますので、小屋瀬の住宅につきましては、基本的に子どもがいる世帯ということでございますので、なかなか子どもがいる世帯の方が協力隊としておいでいただけるというのも、かなり難しいのかなと思ってございまして、定住促進住宅の独身の2階等の部分、そういった部分を基本に考えてございます。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

柴田委員。

柴田勇雄委員

先ほど副町長からの答弁もありましたけども、こういったような整備をしていく、定住対策を進める上では、通常の対策だけではどうしても対策にならないわけでございますので、例えば、葛巻の場合も財源力がないわけでございますので、そういったような部分では、過疎債を必ず導入しなければ建設できないというような事情もよく分かるわけですので、ぜひ、こういったような部分こそ特例で過疎債でも導入できるようなシステムを国の方に要望して、あるいは特区でもいいでしょうし、何かの特例があった形での整備も進めていかなければ、ますます、こういったような定住対策が遅れてしまうような感じがしますので、こういったような部分の今後の国等への働きかけは、どのようにしていくのかお伺いをしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

副町長。

副町長 (觸澤義美君)

お答え申し上げます。

今回、今後の子育て支援住宅の整備のあり方ということの中で、永住を目的としながら住宅整備をするところでありますが、そういう中で、今回の過疎債を充当した場合には12年間、永住という観点での住宅としてのPRというのが難しいという部分もございますが、そういう中での課題というのもしっかりと出てまいりましたので、これにつきましては、先ほどの特区の関係もございますが、今回の過疎債に充当した場合も、こういう地域での充当を認めるといいますか、そういう中では、町長はいつも人口密度によっての、ひとつの基準で交付税等々についても、もっと国でも見直していくべきではないのかというのを日頃からお話しているところありますが、正にそういう視点での捉え方の中でも、この住宅の過疎債の充当のあり方等々についても、今後、県の方ともこういう課題をお話申し上げながら、助言と指導等をいただきながら、そういう制度的にも認めていただけるように今後進めてまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

町長。

町長(鈴木重男君)

今の柴田委員のご要望、ご意見に少し追加させていただきたいと思います。

正にそのとおりでありまして、この過疎債は財政的に見まして大変我々にとっては良い制度ではあるわけであります。ただ、今、岩手県内といいますか、日本全国この過疎地域が合併と同時に随分増えたわけであります。そしてまた、今年度も岩手県内においても二つの町村ほど増える見込みであります。

そういう中で、大きなメリットというのは広く、薄くなってきておりますので、なんとか、もっと本当の意味での我々のような過疎地域に過疎債が集中して投入させることができるように、ぜひ、もう一回再検討すべきではないかという話をいろいろな機会に私は強くしているものであります。過疎という、この定義の見直しもすべきではないかと、人口密度の低いところ、あるいは「万人以下の町や村、「万人以上いればいいのではないか、我々の地域は「万人いたら過疎の対象にしなくても、外されたっていいよとも言ったりしながらですね、「万人以下のところだけで、そして、例えば、人口密度が岩手県の平均以下とか、あるいは半分以下とか、岩手県の平均は人口密度85人なわけでありますが、そういう中で、我々の地域は「5人程度なわけでありますので、30人以下とか、そういったところ、低いところに手厚くくるような、こういう過疎制度、過疎という定義の見直しもすべきだということを強く言っているわけであります。

これまでの長い間、過疎地域に対してのいろいろな支援がありました。過疎法も何年かに一回見直しがあって、そして、また、さらに継続という形になってきたわけでありますが、ここらで本当の意味での過疎に対してもっと支援、いろいろな過疎法、過疎債があって、それを活用させてはもらっているわけでありますが、そのことによって過疎が解消されたわけではないわけであります。本当に過疎が解消されるような、そういう集中した国の支援、理解、制度を今後もさらに強く求めてまいりたい、そのように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

柴田委員。

柴田勇雄委員

町長も私と同じような考えがあるようでございますので、今後、国への要望をさらに 強めて、葛巻の過疎債を導入するようなご尽力をお願いいたしたいと思って、私の質問 を終わります。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

ほかに。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第17号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 17号、いらっしゃい葛巻子育て支援住宅条例は、原案のとおり決定すること

に賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第 17 号、いらっしゃい葛巻子育て支援住宅条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 | 3、議案第 | 8 号、葛巻町水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に 関する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。 柴田委員。

柴田勇雄委員

水道事業に伴う企業職員の給与条例が提案されたわけでございますが、一般職の給与条例と比べてみたところ、例えば、非常に特徴的なものが表れているものにつきましては、第3条の給料表、一般職の場合は条例主義になっているわけですが、この企業職員の部分については、必要な種類の給料表を設けるものとするというようなことだけで、この辺も企業色だなと、このように出ておりますし、また、第14条、15条には、期末手当、勤勉手当が記載になっているわけでございますが、これも一般職員と違いまして、企業の経営状況を考慮して支給するというような規定になって、極めて、この辺あたりが企業職員の条例と一般職員との違いが際立っているような感じがしております。そこで、伺いたいわけなのですが、この中身については、そうは言っても、方向性は一般職員と同じような規定になるのかどうか。それからまた、この水道企業職員については、何人がこの条例に適用するのか、まず、その点についてお伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

建設水道課長。

建設水道課長(冬村一彦君)

今回、水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例をご提案しましたのは、まず、第 | 条にありますとおり、地方公営企業法の第 38 条第 4 項に、企業職員の給与の種類及び基準は条例で定めるという | 項がございますので、これに基づいて、このように制定しようとするものでございまして、その中身につきましては、一般職の職員の待遇、身分と変わらないものとして整備をしようとしているものでございまして、先ほどお話ありましたとおり、一般職の職員と変わらないものに制定しようとしているものでございます。

ただ、先ほどの期末手当等のところを見ますと、確かに、そういった事情を勘案して というようなことを考慮して支給するというようなことも記述がございますが、これに ついては、そういった職員に差をつけるという意味ではございませんで、やはり、こう いう状況に陥るということ自体は全庁的に考えなければならないことだと思いますの で、こういった事項を前もって入れておいたものでございまして、このような形で県内 の類似の市町におきましても、このような状況で定めておるものでございます。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

副町長。

副町長 (觸澤義美君)

職員の体制ということでありますが、2名となっておるところであります。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

柴田委員。

柴田勇雄委員

企業職員の給与条例でございますから、ただ、一般職員と同じであればいいという、そのような安易な考えでは私はダメだと思います。何のための企業職員、やはり経営努力に対しての給料というような形になろうかと思っていますので、まず、職員の意識の部分については、やはり、この条例にある企業の経営状況を勘案して支給するというような部分を、やはり職員には徹底しなければダメではないのかなと思います。ただ単に、内容は一般職で同じですよというような考え方では、管理者とすれば、やはり意識は薄いというように思うのです。ですから、この企業の経営状況を考慮して支給というような規定については、赤字経営の場合は減額となるというような厳しい、やはり意識が必要ではないかと私は思いますが、その辺は副町長どうですか。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

副町長。

副町長 (觸澤義美君)

今回、企業会計制度に移行ということで、そういう中に、やはり企業の経営状況というのが正に大事であると、このように思っておるところであります。そういう中に、今回の一般職に準じた給与の、そういう制度は設けておる中にも、そういう企業の経営状況ということをしっかりと捉えた中での、その手当の支給等々についてのご意見もいただいているわけでありますが、これらにつきましては、経営状況を見ながら適切に対応してまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

ほかに。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませ

んか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第 |8号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 |8 号、葛巻町水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例は、原 案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第 18 号、葛巻町水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 | 4、議案第 | 9 号、養護老人ホーム葛葉荘整備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。 姉帯委員。

姉帯春治委員

800, 280, 000 円で契約したわけでございますが、変更後 18,000,000 円ちょっと増えるわけでございますが、その内容について、説明をお願いします。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (深澤口和則君)

それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

これまで工事を実施してまいりまして、その中で、地盤の支持地盤が当初予定しておりました部分よりも深くなったことによりまして、土量の移動が多くなったこと、その搬出先までの距離が長くなったこと、これによる変更金額が最も大きいものでありますし、あとは消火用のスプリンクラー、ポンプ室の材料、当初FRP製でありましたが、それをステンレス製に変更するといった部分、それに、あとは工期が延長することに伴いまして、現場の管理費等が増加するというようなことで、18,000,000 円弱の増額変更というようなものでございます。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

姉帯委員。

姉帯春治委員

今の課長のお話からすると、深くなったから変更しなければならない、その深くなった原因はどういうことですか。その前に、その契約の中に入っていなかった、想定され

なかったということが出てきたということですか。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (深澤口和則君)

この部分につきましては、前年度に地質調査等も実施しておりまして、その結果では 問題がないというようなことで工事を進めてまいりました。工事を進める段階で、これ はすべてがそうなったということではなくて、部分的にそういった部分が発生したとい うようなことから、今回こうした変更が生じたものでございます。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

姉帯委員。

姉帯春治委員

私がその辺を通ってみますと、かなり建物もできたと思っておりますし、その土地が深くなった部分については、もっと早めになっていたのか、今気がついたのか、その辺はどうですか。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (深澤口和則君)

確かに、この部分については、早い段階では出ておりまして、そういった部分を、実は全体の中でいろいろ、これまで工事を進めてまいりまして、増える部分もありましたり、減る部分もありましたりで、最終的に2月くらいになりまして、最終的に変更の内容を取りまとめしまして、それら全体でプラスの要因もございますし、減額の要因もございまして、金額で最も多い部分が、今申し上げました工事の部分というような内容でございます。ご理解をいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

姉帯委員の引き続きを質問させていただきます。

この当初契約から、今回の変更契約は何回目の変更契約になるでしょうか。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (深澤口和則君)

お答えさせていただきます。

変更契約は今回が初めてお願いするものでございます。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

柴田委員。

柴田勇雄委員

前にも、確か、この当初計画にないものをやったような感じがしていますが、本当に 初めてですか。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (深澤口和則君)

今回が初めての変更契約となるものでございます。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

柴田委員。

柴田勇雄委員

前に、この老人ホームの葛葉荘の部分で、当初予算に計上できなかった、私そのような経緯を持っていますが、もう一度確認していただいて、例えば、先ほどの土量の移動とか、工期延長に伴うもの、材料関係等々でこのくらいになりましたよと、当初から見込まれているものではないかと思うのですが、ここに来て、このようにバタバタと変更契約を結ばれるというのも不可解なような感じがします。どうでしょうか。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

副町長。

副町長 (觸澤義美君)

お答え申し上げます。

今回の契約変更、これは本体工事に係る変更を今お願いしているところでありますが、前回提案した件につきましては、車庫、倉庫等の事業を区分して別途発注しての内容に対してのご質問等をいただいたと、このように思っておりますが、変更ということは、今回お話申し上げているとおり、この事業については「回目ということになるものであります。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

柴田委員。

柴田勇雄委員

そういうような事情だったですかね、はい。その車庫の部分でも申し上げたのですが、本来の当初計画でそういったような部分もあらかじめ想定したものというように私は指摘したことで、その別個の契約と言えば、それまででしょうけども、でも、これも、そういったような部分では同じく関連があるような感じがしますので、極力、当初予算のときに、こういうような変更契約があまりないような対応で、前回、私も強く指摘したはずです。最初から、でも、本体に付随したものであれば、本体と一緒にやるべきだという指摘を強く私は思っておりましたので、あえて申し上げさせていただきたいなと思っております。もう少し当初の計上をする際に吟味した契約を結んでおれば、このような形にならなかったのではないのかなと、もう一度答弁をお願いします。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

副町長。

副町長 (觸澤義美君)

今回の変更をお願いする件につきましては、そのあとの契約後に、先ほど健康福祉課長から申し上げたような経緯の中で今回変更をお願いするという事情であります。といいますのは、今回のような事業の分につきましては、どうしても各工程をそれぞれ進めていく過程の中で、いろいろな、どうしても出入りがあるといいますか、その設計どおりに、積算どおりにいかないといいますか、事情等がございまして、したがいまして、その全体的な調整を、その都度、その都度ということになりますと、相当の変更ということになりますから、こういう形の中で、これまでも変更の手続き等はさせていただいていると、このように思っておるところであります。

それから、一体的に工事を進めるべきだというご意見は、この間も伺ったところではありますが、これにつきましては、どうしても町内の、そういう養護老人ホームの中でも本体工事、あるいは独立といいますか、その敷地内に車庫、あるいは倉庫を整備するというものでございましたので、できるだけ町内の事業者といいますか、この方々に発注する機会を設けるという、そういう基本的な考え方の中に今回の工事の方を進めさせていただいているものでございます。ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

ほかに。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませ

んか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第19号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 19 号、養護老人ホーム葛葉荘整備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第 19 号、養護老人ホーム葛葉荘整備工事の変更請負契約の締結に 関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

ここで、当局の方々は、退席していただいて結構であります。長時間にわたり、ありがとうございました。

(当局退席)

次に、日程第 |5、要望第 | 号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見 書についてを、議題とします。

お諮りします。

この案件は、平成28年12月定例会議において本委員会に付託され、継続審査としておりましたので、要望書の朗読、説明は省略し、ただちに審査に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認め、早速、審査に入ります。

先日のふるさと懇談会で出されました意見や、これまでの協議等を踏まえ、委員の皆 さんから、ご意見を伺いたいと思います。ご意見をどうぞ。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

姉帯委員。

姉帯春治委員

この前、父兄の方々と議会でお話がありましたけれども、そこの中で、しっかり議員活動をやっていただければ、私はいいと思いますという人もありました。そういうことで、私の考えとしては、これについては進めていくべきではないかなと思いますし、また、議会運営委員会の中でも、そういうような話も進んでおります。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

ほかに。山崎委員。

山崎邦廣委員

今回の、この意見書の趣旨にもありますように、新しい議員のなり手の人材を確保す

る、これは重要なことであると思います。そしてまた、この年金に関係することにつきましては、町民を含めた年金制度について議会としても考えることは大切なことではないかと考えるものでございます。したがいまして、このように年金に関係する意見を出すことは必要なことではないかと考えるものでございます。以上です。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

ほかに。

(「なし」の声あり)

委員の皆さんからの意見を要約しますと、近年、議員の立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、地方議員のなり手が減少していること、また、将来に向けての不安解消、さらには過日開催されたふるさと懇談会での町民の皆さんの意見などをお聴きした結果、地方議会議員の厚生年金への加入のための法整備は必要であるという意見が出されました。なお、同時に、国民の年金制度の充実についても議会として取り組んでまいらなければならないという意見も出されておりました。

お諮りします。これから、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

要望第 | 号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書については、採択することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、要望第 | 号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書については、採択すべきものと決定しました。

お諮りします。

ただいま、採択すべきものと決定した、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書についてに関し、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第 | として、議題としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出についてを 日程に追加し、追加日程第 | として、議題とすることに決定しました。

追加日程及び発委案を配ります。

(追加日程及び発委案配布)

追加日程第 | 、発委第 | 号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の 提出についてを、議題とします。

事務局長より、発委第1号について朗読を求めます。

議会事務局長。

議会事務局長 (澤口節子さん)

それでは、朗読いたします。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣。

以上で、朗読を終わります。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

事務局長の朗読が終わりました。

これより、委員の皆さんからの意見を伺いたいと思います。ご意見の程どうぞ。

(「なし」の声あり)

お諮りします。

これから、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認め、これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

委員会発議をすることに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、3月14日の最終本会議において、委員会発議することに決定しました。 なお、委員会発議する意見書については、皆さんからの意見を踏まえ修正することと しますが、意見書の修正については、当職に一任いただきたいと思います。

以上で、本日の審査日程はすべて終了しました。

明後日9日は、午前10時から開きますので、本会議場にご参集くださるよう、口頭をもって通知します。

本日は、これで散会します。 長時間にわたり、ご苦労様でございました。

(散会時刻 | 2時39分)